

## 職業紹介に係る業務運営に関する規定

### 【求人】

1. 本所は国内の全職種に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込み内容が法令に違反する場合、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
2. 求人の申込みは、求人者またはその代理人が直接来所されて、所定の書式によりお申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックスまたは電子メールにてお問合せください。
3. 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間その他の労働条件を、あらかじめ書面の交付または電子メールの使用により明示してください。ただし、商会の実施について緊急の必要がある為、あらかじめ書面の交付または電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
4. 求人受付の際には、受付事務費用を、別表の料金表に基づき申し受けます。一旦申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返しいたしません。

### 【求職】

1. 本所は国内の全職種に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込み内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職の申込みは、本人が直接来所されて、所定の書式によりお申込みください。直接来所ができないときは、事前に、電話、ファックスまたは電子メールにてお問合せください。
3. 常に、日雇いのまたは臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略します。

### 【紹介】

1. 求職者には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に必ず職業に速やかに就くことができるよう責任を持って紹介に努めます。
2. 求人者には、その希望に適合する求職者を紹介できるよう責任をもって努めます。
3. 紹介に際しては、求職者に、紹介において従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の労働

条件を、あらかじめ書面の交付または希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実績について緊急の必要がある為、あらかじめ書面の交付または電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

4. 求職者を求人者に紹介する場合は、所定の推薦状等にて手続きを行います。
5. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
6. 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業または作業所閉鎖が行われている間は、求人者に求職者の紹介を行いません。
7. 本所の紹介により就職が決定した際、求人者または関係雇用主から別表の手数料表に基づき紹介手数料を申し受けます。

#### 【その他】

1. 本所は、職業安定機構及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応します。
2. 雇用関係が成立したときには、求人者、求職者双方から本所に報告してください。また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告してください。
3. 本所は、求職者または求人者から知りえた個人情報を、個人情報適正管理規定に基づき適正に取扱います。
4. 本所は、求職者または求人者に対し、その申込みの受理、面接、相談・助言、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切行いません。
5. 本所の取扱職種の種類は、国内の全職種です。
6. 本所の業務運営に関する規定は以上のとおりですが、本所の業務はすべて職業安定法、通達、及び関係法令に基づいて運営しますので、不明な点は担当者にお問い合わせください。

ヤマモト食販株式会社

人材派遣事業部